

令和8年度 第1回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和8年7月27日（月）13時59分～14時50分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- （1）最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
- （2）鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について
- （3）鹿児島県最低賃金の改正審議について
- （4）その他

5 議事要旨

- （1）公益委員より部会長及び部会長代理が選出された。
- （2）会議は、公開とすることが確認された。
- （3）議題（1）について、意見書を提出した鹿児島県労働組合総連合から意見陳述が行われた。
- （4）議題（2）について、今後の日程等の確認が行われた。
 - 第2回 8月5日（水）10時～
 - 第3回 8月10日（月）10時～
 - 第4回 8月18日（火）10時～
 - 第5回 8月21日（金）10時～
- （5）議題（3）について、労働者代表委員、使用者代表委員より今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が表明され、意見交換が行われた。

労働者代表委員の主な主張は、

 - ① 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠である。7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針2026）」の中で、「労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点で

ある」とされており、最低賃金の引上げはその重要な要素である。

- ② 水準の引上げについて、これも骨太方針に記載されている内容であるが、「2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 %程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させること」とされている。物価上昇 + 1 %が社会通念となる社会を目指すとの閣議決定されている訳である。

- ③ 地域別最低賃金の地域ごとの金額差は、2025 年度には 203 円まで縮小した。深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。2025 年度改定審議では、B、C ランク県の多くで地域間額差縮小につながる、目安額からの上積みを獲得している。地域間額差の是正に向けて引き続き取り組む必要がある。

また、鹿児島県は離島を抱えているが、離島は本土と比較しても物価が高い現状も踏まえながら、本土と離島の地域間格差も考慮すべきである。

- ④ 現在の最低賃金は、連合リビングウェイジを全県で下回っており、絶対値として最低生計費を賄うものにはなっていない。物価高の基調は変わっておらず、生活コストは引き続き高止まりしており、日銀の生活意識に関する調査においても最低賃金近傍で働く労働者の生活は、昨年以上に苦しくなっているとされている。また、連合総研「勤労者短観」でも、世帯年収の低い層ほど 1 年前と比較した現在の暮らし向きが悪化しており、支出を切り詰める傾向が顕著になっている。

- ⑤ 発効日について、早期発効をめざす必要がある。最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させるうえで最低賃金の早期発効は重要である。令和 8 6 月 23 日に発表された「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」でも「春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると引上げ額と引き換えに発効日を後ろ倒しされるのは本末転倒である」とされている。発効日を遅らせることの理由として、就業調整を生じさせることや、企業の支払いのための準備期間だとする点に関しては、最低賃金の趣旨にそぐわないことになる。

- ⑥ 会社は社会的公器である。企業の存在価値・意義そして社会的責任はどうあるべきか考えながら、離島をかかえている鹿児島の経済、県民生活を守る、県民に寄り添える、物価高に苦しむ最低賃金近傍で働く県民を置き去りにしてはいけないということを忘れずに、魅力ある鹿児島を目指し、審議していきたい。

使用者代表委員の主な主張は、

- ① 内閣府の月例経済報告、鹿児島の経済概況や雇用情勢などからも、使用

者にとって先行きの不透明感・不安感は増してきており、厳しい経営環境となっている。

- ② 鹿児島県の最低賃金は、この３年間で一気に 173 円引上げられ、影響率は約 30.8%に達し、昨年あたりから「賃上げ疲れ」という言葉も出てきているが、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えてきている。
- ③ 鹿児島も全体とすれば、景気は持ち直し傾向にあること、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるものの、引き続き上昇局面にあること、賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解している。
- ④ ただ、近年の引上げペースは速すぎる上に、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。
- ⑤ 使用者側とすれば、法定三要素のうち「通常の事業の支払い能力」を重視することと、三要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第４表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年も堅持する。
- ⑥ 社会全体として持続的に賃上げできる環境整備を一層進める必要があることも強調しておく。
- ⑦ 事業の持続的発展と雇用の維持・確保の観点から、他県の動向も勘案しつつ、鹿児島の経済状況に見合う水準で決定すべきであると考えている。